

# (仮称) 逗子市こども基本条例制定に向けて

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

- 子どもの権利条約：（平成元年11月第44回国連総会にて採択され、日本は平成6年4月に批准した。）
- 子どもの権利条約と子どもの権利に関する条例との関係：  
（子どもの権利条約批准後、条約の理念を踏まえ、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例が制定されている。）

こどもに関する条例の種類

- 青少年の健全育成に関する条例
- 子ども・子育て支援に関する条例
- 子どもの権利に関する条例
- 子どもに関する個別の条例（出典：地方自治研究機構ホームページより）

これからの検討事項

- 逗子市としてのこども基本条例のありかた
- 子どもや若者の意見をどのように取り入れるか
- その他

# 子ども・子育てに関する条例の種類

NO	項目	説明（概要）
1	子ども・子育て支援に関する条例	子どもに関する施策、子育てに関する施策等を推進するため、市や保護者等の責務や役割、施策の基本方針等を定める条例。
2	子どもの権利に関する条例	「児童の権利に関する条約」が批准され、子どもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的として制定されている条例。また、子どもの権利の救済のためのオンブズマンや委員会等の設置に関する条例も制定されている。

# 1.子ども・子育て支援に関する条例の詳細

NO	項目	説明
(1)	理念的な規定を中心に定める条例	子どもに関する施策について、基本理念、市の責務、保護者の責務(役割)、学校等の責務(役割)、住民の責務(役割)、計画策定等の規定を記載。  滋賀県東近江市・秋田県大仙市
(2)	子ども支援及び子育て支援に関し総合的な施策の推進について規定する条例	子どもの健康、子どもの意見表明、子どもの社会参加等自治体と住民の責務(役割)を明記し、地域社会全体で子どもを支援することを記載。  大阪府箕面市・東京都調布市・大阪府池田市等
(3)	子育て支援に関する施策を中心に規定する条例	子育て支援に関する理念的等を規定し、子どもの安心・安全な生活等の確保や親と子が健やかに暮らせるための支援の充実等を記載。  北海道赤平市・千葉県流山市等
(4)	子どもの育成を中心に規定する条例	次代を担う子どもの育成について、基本理念、市民、保護者、地域等の役割、市の責任と役割等を定め、相談体制の充実、子育て支援、子どもの社会参加の促進等の基本的施策を規定。  長崎県佐世保市・長野県千曲市等

## 2.子どもの権利に関する条例

No	項目	説明
(1)	子どもの権利保障をはかる総合的な条例	<p>子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度、仕組み、施策等を相互に補完しあうような内容を備えた条例。</p> <p>例:子どもの権利についての理念や権利の具体的な内容、家庭、学校、地域等子どもの居場所、生活場所での権利保障の在り方、子どもの参加や救済の在り方等。</p> <p>川崎市「川崎市子どもの権利に関する条例」その他</p>
(2)	子どもの権利の救済のための機関の設置に関する条例	子どもの権利の救済のためのオンブズマンや委員会等の設置に関する条例が制定されている。

## 令和 8 年度子ども・子育て会議年間スケジュール（案）

4月	
5月	・第 1 回会議（子ども・子育て支援施策の実績報告、（仮称）逗子市子ども基本条例のスケジュールの提示）
6月	
7月	
8月	・第 2 回会議（（仮称）逗子市子ども基本条例の方向性の提示）
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	・第 3 回会議（（仮称）逗子市子ども基本条例（骨子案）の提示）

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

## ○概 要

- ◇乳児等通園事業（こども誰でも通園制度）の実施施設 1 か所を令和 8 年 3 月末までに認可し、令和 8 年 4 月 1 日から開所する。
- ・事前協議が整い、事業の実施手法・実施体制・財務等で基本的に問題がないことを確認し、認可手続きを進めている。

## ○乳児等通園支援事業の新設

## ◇概要

- ・市内で認可外保育施設を運営している個人が当該施設において新たに事業を実施するもの。
- ・種 別 一般型乳児等通園支援事業
- ・施設名 ままえん インクルーシブ託児所
- ・位 置 逗子市桜山 8-5-13
- ・定 員 6 人(0～2 歳児クラス)
- ・設置者 赤羽 明日香 (逗子市桜山在住)

## ◇その他

- ・認可外保育施設としての「ままえん インクルーシブ託児所」は、令和 6 年 5 月に事業を開始しました。利用定員は 21 人(0 歳児 6 人、1～5 歳児 15 人)。児童福祉法に基づく県の立入調査では、令和 6 年度及び令和 7 年度のいずれも指摘事項はありませんでした。

## 保育提供体制の確保のための実施計画について

## 1 趣旨

国の保育提供体制確保のための財政支援制度においては、市町村が作成する「保育提供体制の確保に係る実施計画」について、子ども・子育て会議で承認を得るなど、市としての意思決定を行った上で県へ提出することとなっています。

なお、実施計画については、昨年度に本会議で承認いただいた「第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画（2025年度～2029年度）」と整合性がとれていることから、既に県へ提出しています。制度上、事後承認で差し支えないことから、この度、本会議に報告し、承認を求めるものです。

## 2 対象事業

本計画が国で採択された場合に、本市で財政支援の対象となる事業は次のとおりです。

事業名	目的
保育士宿舎借り上げ支援事業	保育士の確保に苦慮している市内の保育施設への支援策として、宿舎借り上げ支援事業を令和8年度から実施し、保育士の安定的な確保につなげる。
利用者支援事業	窓口や電話での教育・保育に関する情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援専門員を配置し、個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応を行う。

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

担当者連絡先			
都道府県	神奈川県	担当者名	高島
市区町村	逗子市	電話番号	046-873-1111 (内線533)
所属(課・室)	教育部保育課	メールアドレス	hoiku@city.zushi.lg.jp

保育提供区域	全域	←プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方		

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児	261.	284.	282.	278.	274.
	1・2歳児	580.	586.	607.	601.	594.
	3歳以上児	1,101.	1,066.	1,010.	958.	947.
	合計	1,942.	1,936.	1,899.	1,837.	1,815.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児	48.	64.	63.	62.	61.
	1・2歳児	342.	315.	326.	322.	319.
	3歳以上児	467.	655.	620.	588.	582.
	合計	857.	1,034.	1,009.	972.	962.
(申込)率 ①	0歳児	18.4%	22.5%	22.3%	22.3%	22.3%
	1・2歳児	59.0%	53.8%	53.7%	53.6%	53.7%
	3歳以上児	42.4%	61.4%	61.4%	61.4%	61.5%
	合計	44.1%	53.4%	53.1%	52.9%	53.0%
(利整備定量員)数	0歳児	76.	76.	76.	76.	76.
	1・2歳児	347.	347.	347.	347.	347.
	3歳以上児	703.	703.	703.	703.	703.
	合計	1,126.	1,126.	1,126.	1,126.	1,126.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	3.	6.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	3.	6.			

## ○箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日  
条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

- 2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。
- 3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。
- 4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

- 2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。
- 3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

- 2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所・認定こども園)

第十一条 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

- 2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進に努めるものとする。

3 市は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年9月28日条例第39号）

○流山市子育てにやさしいまちづくり条例

平成19年9月28日条例第39号

（目的）

第1条 この条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね年齢18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

（基本理念）

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

（市の施策の基本方針）

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり
- (4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

（市民の取組）

第6条 市民は、基本理念に基づき、子どもや保護者が家庭に安らぎを感じ、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み、育てられる社会の実現に向けて、全ての世代が支え合って協力するよう努めるものとする。

（事業者の取組）

第7条 事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図れるよう必要な労働環境を整えるよう努めるものとする。

（学校等の取組）

第8条 学校等は、子どもの豊かな人間性や限りない能力を育む崇高な使命があることを認識し、子どもの学習する権利及び保育を受ける権利の保持に努めるものとする。

2 学校等は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、周辺地域の住民及び保護者の家庭と協力しながら、子どもの幸福に生きる権利を守り、その安全の確保に努めるものとする。

3 学校等は、市と連携しその施設が市民の身近な生涯学習又は活動の場になるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。